

地域包括支援センター運営方針（案）

平成30年3月

飯塚市 福祉部 高齢介護課

平成 30 年度地域包括支援センター運営方針

1 地域包括支援センター設置の目的

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある在宅生活を続けられるよう、心身の健康維持及び生活の安定のために医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築を目指すこととします。

また、その目的達成のため、本年度は次の圏域にセンターを新たに設置します。

平成 30 年度委託圏域		
飯塚・片島地区	鎮西地区	庄内地区

2 運営上の基本的視点及び理念

(1) 公益性の視点

地域包括支援センターは、飯塚市の介護・福祉行政の一翼を担う公的な機関として、公正で中立性の高い事業運営を行います。

(2) 協働性

地域包括支援センターの専門職は相互に情報を共有し、理念・方針を理解したうえで、連携・協働の事務体制を構築し、業務全体をチームとして支えます。

(3) 公平性

地域包括支援センターの運営にあたっては、飯塚市地域包括支援センター運営協議会（以下、「協議会」という。）の議を経ることとし、公正・中立性を確保し、その円滑かつ適正な運営を図ります。

3 業務推進の指針

(1) 事業計画の策定

地域包括支援センターは、毎年度、事業計画を設定し、協議会の議を経ることとします。

(2) 職員の姿勢

地域包括支援センターの業務は、地域に暮らす高齢者が住み慣れた環境で自分らしい生活を継続させるための支援であることを念頭に置き、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（これらの職に準じるものを含む。）がそ

それぞれの専門知識を活かして高齢者に関する総合相談業務を遂行します。

(3) 地域との連携

地域包括支援センターは、民生委員等を中心とした地域福祉ネットワーク委員会、その他地域における関係者と連携を図りながら高齢者を支援します。

(4) 個人情報の保護

地域包括支援センターは、個人情報の守秘義務を厳守します。

(5) 広報活動

地域包括支援センターは、業務を適切に実施していくため、地域住民及び関係者へ積極的に広報します。

(6) 在宅高齢者総合相談支援センター（旧在宅介護支援センター）との連携
平成31年度の地域包括支援センターの設置が完了するまで、在宅高齢者総合相談支援センターと連携して事業を進めます。

4 具体的な業務

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

① 介護予防・生活支援サービス事業

要支援認定者等の多様な生活支援ニーズに対応するため、介護予防訪問介護等の現行相当サービスに加え、緩和した内容も含め、多様なサービスを提供します。

② 一般介護予防事業

閉じこもり等の何らかの支援を要する者の把握に努め、高齢者が生活機能の維持・向上に努めるため各種教室を実施します。（高齢者筋力アップ教室、ボールエクササイズ教室、リズムエクササイズ教室、足元気運動教室、脳元気教室、音楽サロン教室、フレイル予防教室）。

(2) 介護予防ケアマネジメント業務

支援や介護が必要となるおそれが高い人が要介護状態となることを予防するため、対象者の状態を考慮しながら介護予防・生活支援サービス事業等のケアマネジメントを行います。

また、要支援1・要支援2及び事業対象者を対象にアセスメント、介護予防サービス支援計画作成、実施、モニタリング、評価の一連の支援経過について本人の自立促進をめざし、要介護度の悪化を防止します。なお、業務の一部を居宅介護支援事業所に委託していることから、個別的に指導

を行い、適正な業務が行われるよう調整を図ります。

(3) 総合相談支援業務

高齢者やその家族が安心して暮らしを送ることができるように、在宅高齢者総合相談支援センターや医療・介護関係機関と情報交換を密にし、いつでも総合的に相談できる体制を構築するとともに、民生委員等を中心として組織されている市内20地区の地域福祉ネットワーク委員会とも連携を図ります。

(4) 権利擁護業務

① 高齢者虐待防止

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、速やかな対応を図ります。

② 消費者被害防止

高齢者を狙う悪質商法が多様化していることから、警察や飯塚市消費生活センターと連携し、民生委員や介護支援専門員等に情報を提供し、消費者被害の防止に努めます。

③ 成年後見制度の普及・啓発

認知症などにより判断能力が低下した高齢者が適切な介護サービス利用、金銭管理や契約行為などの支援制度の成年後見制度の普及・啓発に努めます。

また、成年後見等の申立てをする親族等がない場合には積極的に市長申立につなげていきます。

(5) 包括的・継続的ケアマネジメント業務

① 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築

高齢者ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指すとともに、多職種が連携をして地域課題等を検討する地域ケア会議を構築します。

② 介護支援専門員に対する支援・指導

介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行うとともに、介護支援専門員が抱える困難事例について支援方針を検討し指導助言を行います。

5 その他

(1) 次の専門的協議会等と連携を図り地域包括ケアシステムの構築を図ります。

① 飯塚市居宅介護支援事業者連絡協議会

- ② 飯塚市地域密着型サービス事業所連絡協議会
- ③ 医療と介護等との多職種連携（研修会参加を含む。）

(2) 地域ケア会議を開催します。

委託初年度は4回、その後は地域包括支援センター毎に年12回開催し、高齢者の自立に向けた支援や地域課題の解決に向けた協議をします。

(3) 各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を設置し、地域の実態に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務を実施します。

(4) 市と委託地域包括支援センターの連携のため、連絡会議を定期的を開催します。